

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、舟岡池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（農道事業）坊の内農道地区）を行うことについて令和2年7月29日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和2年8月13日から同年9月2日まで縦覧に供する。

令和2年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造